

発行 静岡県司法書士会 業務研究委員会民事信託グループ 「叶(かなう)」

第 18 号

# 想い叶う

このニュースレターは、主に高齢者 や障がい者の支援活動に携わってい らっしゃる団体宛てに送付せていた だいています。

様々な障がいを抱えたお子 さんをお持ちの方は、いわ ゆる「親亡き後問題」がご 心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用するこ とで、お子さんの安心・安 全な生活を、将来にわたり 支えることができます。

静岡県司法書士会 業務研究委員会 民事信託グループ

「叶 (かなう) 」

に所属する私たち司法書士が 皆さんの想いを叶えます!

### こんなこと、 ご相談ください!

- ・子供の将来が不安...
- 私たちの相続はどうすれば いいの?
- ・私たち夫婦に代わって、子 供の財産管理を頼みたい!
- ・成年後見を利用したい!!
- ・民事信託って??
- ・子供のために蓄えた財産が あるけど、誰に託そう?

# ☞ ご相談先は裏面に!

#### こんな使い方は、いかがでしょう?

老後の面倒を看てもら う代わりに、財産を優先 的に引き継がせたいと考 える高齢者は少なくない ようです。遺言の活用も 一つの方法ですが、面倒 を看てもらう側の親御さ んとしては、死亡後の遺 産承継として財産を譲る のではなく、ご自身が元 気なうちに贈与すること で、お互いに気持ち良く お世話をしてもらいたい と考える方も少なくない のではないでしょうか? 付贈与契約」が利用でき 「親を世話する」という

このような場合「負担 ます。贈与を受ける側が 義務を履行することを条 件に、親から子へ毎年定 期的に金銭を贈与するよ うな方法です。仮に、子 が親の世話をしないよう

なときには、親は契約を 解除することができ、こ の場合には既に贈与され た財産も子から親へと返 環する必要があります。

しかし、子が親の世話 をしなくなるのは、往々 にして親の判断能力が低 下し、足腰の自由も利か なくなった後のことでし ょう。この場合、本来で あれば贈与契約は解除で きますが、判断能力が低 下しているため成年後見 人等を選任しなければ解 除が実現できません。定 額自動送金を利用してい るようなケースでは金融 機関との送金契約も停止 できず、結果として負担 義務を履行しない子が贈 与を受け続けるという不 合理な結果をもたらす可 能性も残ります。

こんな時にも、民事信 託が活用できそうです。 委託者は親御さん、受託 者は信頼できる身内や専 門家、面倒を看てもらう お子さんを受益者としま しょう。

委託者は、受託者に対 し、受益者が委託者のお 世話をしている限り、毎 年一定の時期に一定の金 銭を受益者に支払うこと とします。仮に受益者が お世話をしなくなった場 合、受託者から受益者へ の支払いは停止し、残余 の信託財産を施設入所費 等に充てることで委託者 自身の老後の安心な暮ら しに備える等の制度設計 が考えられそうです。

アイディア次第で、民 事信託はもっと活用場面 が広がりそうですね!

## 民事信託FAQ

皆さんの、いろんな疑問にお答えします!!

Q・先日、私が営んでいる事業を拡大するため金融機関に融資を申し込んだ ところ「賃貸マンションを担保提供してくれれば融資できる」との回答があ りました。ところがこの賃貸マンションは、父を委託者兼受益者、私を受託 者とする信託財産です。父の老後の生活保障を目的として信託を利用してい ますが、私の事業資金のために担保提供できますか?

A・担保提供はできません。

受託者は、信託の目的に沿って信託財産を管理・処分する必要がありま すが、ご質問のケースでは、もっぱら受託者であるご質問者の利益のため に信託財産を担保提供しようとしているからです。

このような、受益者と受託者との利益が相反するような契約は、信託法 によって厳格に禁止されています。一方で、よりフレキシブルに信託を活 用することができるようにする趣旨から、例外としてあらかじめ信託契約 の条項に「受託者が●●することができる」と個別具体的に明示されてい る場合には、その行為が信託の目的に適っている限り、利益相反行為に該 当したとしても許容されます。

今回のケースでは、ご質問者の事業資金の担保として信託財産を提供す る行為は、そもそも受益者の生活支援という信託の目的に合致していませ んので、このような行為は禁止されるのです。

職業柄、司法書士は書籍に触れる機会が多いです。 その書籍の中から、自分だけでなく皆さんにも手に取って 読んでいただきたい本を紹介したいと思います。



メンバーお勧め 『この **1 冊**』 By 中里

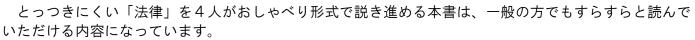


著者の一人、 山田茂樹さん が word の機

能だけを駆使した自称"ワードアート"による中里の似顔絵。

第5回 トラブル事案に学ぶ『おしゃべり 消費者法』

今回は私、中里が、宮内豊文司法書士、山田茂樹司法書士 のほか、静岡県内で活躍されている消費生活相談員さんの協 力の下で執筆した『おしゃべり消費者法』をご紹介します!



また、本書が取り上げる「消費者法」というジャンルは、市民生活ととても密接に関わっていますので、皆さんが日常で遭遇する可能性があるさまざまなトラブルや悪質商法を取り上げ、被害に遭わないための注意点やトラブル解決のための具体的な手続きなど、読者の皆さんに「消費者法」の活用場面がイメージできるように構成されています。

法律入門書としてもお勧めですし、価格も1,500円とお手頃ですよ! ぜひご一読ください!!



## 司法書士会も「叶」に注目しています!

トラブル事案に学ぶ

中里 功 宮内豊文 山田茂樹

発行 🖯 民事法研究会

先日、県司法書士会掛川支部から研修会の講師としてお招きいただきました! 3月10日には浜松支部でも同様の研修会があり、私たち「叶」の活動や成果が県司法書士会でも注目されているようです。

なお、講義内容は次のとおり。

第1講「信託の基礎と受任時における聞き取り方法~「叶カルテ」の紹介~」

【小出洋史】

第2講「契約条項から信託目録を起案してみよう」第3講「信託実務の盲点」

【中里 功】 【名波直紀】



## ご相談・お問い合わせはこちらへ!!

☎ 053-589-5745
【 窓口担当 · 小 出 洋 史 】

http://hyakunen-juku.sakura.ne.jp/trust/

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。